

那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、放課後児童健全育成事業の補助金の交付に関し、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 市長は、那覇市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき事業を行う者に対し、その事業に要する経費の全部又は一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助事業等)

第3条 補助事業、補助事業者、補助対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに、市長に提出するものとする。ただし、新規の交付申請については、市長が、申請者の概ね1年間の当該事業に係る活動状況について那覇市放課後児童健全育成事業実施要綱に準拠して適切に行われていると認める場合に、交付申請できるものとする。

- (1) 事業内容説明書
- (2) 評議員会委員名簿
- (3) 児童名簿
- (4) 事業収支計算書
- (5) 事業計画書
- (6) 児童クラブ年間開設計画表
- (7) 賠償責任保険証書及び傷害保険証書の写し等
- (8) 障がい児加算認定証明書の写し
- (9) 会則等規約
- (10) 雇用契約書の写し及び勤務シフト表
- (11) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、これを審査し、補助金の交付を決定したときは、速やかに、那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、その旨を、当該交付申請をした者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

(補助金交付変更等)

第6条 補助事業者が補助事業を中止しようとするとき、又は、前条の規定により交付決定を受けた者が、交付決定を受けた後において、交付申請の内容を変更(市長が定める軽微な変更を除く。)しようとするとき、若しくは補助事業を廃止しようとするときは、那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付変更・中止・廃止申請書(第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めるときは、那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付変更・中止・廃止決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業の終了後、那覇市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書(第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて、事業終了年度の3月末日までに、市長に提出するものとする。

- (1) 実施事業内容説明書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 在籍報告書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定等)

第8条 市長は、補助金の額を確定したときは、速やかに、那覇市放課後児童健全育成事業補助金確定通知書(第6号様式)により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(概算交付)

第9条 補助金の交付は、規則第15条第1項ただし書きを適用し、概算交付できるものとする。

(補助金の経理等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿を備え、他の事業等の経理と区分して、補助事業に係る収入額及び支出額等の収支を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿は、補助事業終了の日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(検討会議)

第11条 補助金の交付その他事業の実施に関する事項を検討するため、こどもみらい部に放課後児童健全育成事業検討会議(次項において「検討会議」という。)を置く。

2 検討会議は、こどもみらい部の部長及び副部長並びにこども政策課の課長で組織する。

(その他)

第12条 この要綱で定めるほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行日)

この要綱は、平成24年1月24日から施行する。

(那覇市児童健全育成事業補助金交付要綱の廃止)

2 那覇市児童健全育成事業補助金交付要綱(平成8年2月13日施行)は、廃止する。

別表(第3条関係)

廃止要綱(那覇市児童健全育成事業補助金交付要綱(平成8年2月13日施行)の別表中、児童クラブの補助に関する部分を転記。

付 則

(施行日)

この要綱は、平成24年5月28日から施行し、改正後の那覇市児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、平成24年度予算から適用する。

付 則

(施行日)

この要綱は、平成24年10月24日から施行し、改正後の那覇市児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、平成24年度予算から適用する。但し、賃借料の補助については、平成24年8月1日から適用する。

付 則

(施行日)

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

付 則

(施行日)

この要綱は、平成25年10月10日から施行し、改正後の那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

(施行日)

この要綱は、平成26年10月10日から施行し、改正後の那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

(施行日)

この要綱は、平成27年10月9日から施行し、改正後の那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

(施行日)

この要綱は、平成28年12月2日から施行し、改正後の那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

(施行日)

この要綱は、平成29年10月4日から施行し、改正後の那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

1. 放課後児童健全育成事業費(放課後児童クラブの運営に要する経費とし、飲食費及び課外活動費等を除く。)

		年間開設日数 250日以上	年間開設日数 200日以上249日以下
基準額	1支援の単位を構成する児童の数	1人～19人	2,238,000円 - (19人-支援の単位を構成する児童の数) × 27,000円
		20人～35人	4,306,000円 - (36人-支援の単位を構成する児童の数) × 25,000円
		36人～45人	4,306,000円
		46人～70人	4,306,000円 - (支援の単位を構成する児童の数-45人) × 53,000円
		71人以上	2,917,000円
長時間開設加算	平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)	1日6時間を超え、かつ18時を超える時間の年間平均時間数 × 378,000円	1日6時間を超え、かつ18時を超える時間の年間平均時間数 × 378,000円
	長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合)	1日8時間を超える時間の年間平均時間 × 170,000円	
開設日数加算		(年間開所日数 - 250日) × 17,000円 (加算日数上限50日)	
障がい児受入加算	障がい児を受け入れ、専門的知識等を有する放課後児童支援員等が配置されている場合	1支援の単位当たり 1,796,000円	1支援の単位当たり 1,796,000円
	障がい児を3名以上受け入れ、専門的知識等を有する放課後児童支援員等を更に1名追加する場合	1支援の単位当たり 1,796,000円	1支援の単位当たり 1,796,000円

- (1) 年間開設日数は、原則250日以上とするが、年間開設日数が200日～249日のクラブであっても、利用者ニーズを十分に満たし、実態として250日開設する必要がない場合には、特例として補助の対象とする。
- (2) 年間平均登録児童数10人未満の支援の単位については、当該放課後児童クラブを実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合に該当するものについて補助対象とする。

2. 放課後児童健全育成事業所賃借料

補助金額は、賃借料(敷金、権利金その他これに類する経費を除く。)の5分の4以内の金額で、月額80,000円を超えない額とする。

第1号様式(放課後児童健全育成事業費)

平成 年 月 日

那覇市長

宛

(申請者)

所在地

団体名

代表者

印

電話番号

那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書

放課後児童健全育成事業に要する経費に充てるため、那覇市放課後児童健全育成事業補助金の交付を受けたいので、那覇市補助金等交付規則第4条及び那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 申請額：金円

実支出額	保育料その他の収入額	差引額 (-) =	補助基準額 (賃借料補助除く)	補助金申請額 (、 を比較して最も少ない額)
円	円	円	円	円

2 対象経費：放課後児童クラブの運営に要する経費(飲食物費を除く)

3 添付書類：

- (1)事業内容説明書 (別紙1)
- (2)運営委員又は役員名簿 (別紙2)
- (3)児童名簿又は会員名簿 (別紙3)
- (4)収支予算書 (別紙4)
- (5)事業計画書 (別紙5)
- (6)児童クラブ年間開設計画表 (別紙6)
- (7)賠償責任保険・傷害保険領収書(写)及び保険証書(写)
- (8)障がい児加算認定証明書の写し
- (9)会則等規約
- (10)その他市長が必要と認める書類

第2号様式

那覇市指令 第 号
平成 年 月 日

所在地
団体名
代表者

様

那覇市長 印

那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった那覇市放課後児童健全育成事業補助金については、次のとおり交付決定をしたので、那覇市補助金等交付規則第7条第1項及び那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき通知します。

- 1 交付額：金 円
- 2 条件：対象経費：放課後児童クラブの運営に要する経費(飲食物費を除く)
- 3 交付方法：概算払い

(注意事項)

- 1 この補助金を対象経費以外に使用しないこと。
- 2 補助事業に関する収入及び支出についての証拠書類を事業終了後5年間保存すること。
- 3 事業終了後、那覇市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書を翌年の3月末日までに提出すること。
- 4 那覇市補助金等交付規則及び那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- 5 補助金は、実績報告後に確定するため償還金もありえます。

第3号様式

平成 年 月 日

那覇市長 宛

(申請者)
所在地
団 体
代表者
電話番号

印

那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付変更・中止・廃止申請書

平成 年 月 日付け那覇市指令こ政策第 号で決定の通知があった那覇市放課後児童健全育成事業を下記のとおり変更・中止・廃止したいので、承認して下さるよう申請します。

記

1 変更内容

内容	変更前	変更後

2 変更・中止・廃止の理由

第4号様式

那覇市指令 第 号
平成 年 月 日

所在地
団体名
代表者

様

那覇市長 印

那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付変更・中止・廃止決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった那覇市放課後児童健全育成事業補助金については、次のとおり承認し決定したので、那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

内容	変更前	変更後

第5号様式

平成 年 月 日

那覇市長 宛

(報告者)

所在地

団体

代表者

電話番号

印

那覇市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書

平成 年度放課後児童健全育成事業が完了したので、那覇市補助金等交付規則第12条及び那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり実績報告します。

- 1 事業開始年月日：平成 年 月 日
- 2 事業完了年月日：平成 年 月 日
- 3 補助金交付済額：金 円
- 4 補助金選定額：金 円(補助金返還額 金 円)

実支出額	保育料その他の収入額	差引額 (-) =	補助金交付額 (賃借料補助含む) ア	補助基準額 (賃借料補助除く)	補助金選定額 (、ア、 を比較して最も少ない額)
円	円	円	円	円	円

5 添付書類

- (1) 実施事業内容説明書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 在籍報告書及び月毎の登録児童数一覧表
- (4) その他市長が必要と認めるもの

第6号様式

那こ政策第 号
平成 年 月 日

所在地
団体名
代表者 様

那覇市長

平成 年度那覇市放課後児童健全育成事業補助金確定通知

平成 年 月 日付け、那覇市指令こ政策第 号で交付決定(概算
払)の通知をした那覇市放課後児童健全育成事業補助金については、平成25年度
那覇市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書に基づき、補助金交付額を次
のとおり確定したので、那覇市補助金等交付規則第13条及び那覇市放課後児童
健全育成事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

1. 補助金額

内 訳	金 額
基準額	円
開設日数加算額	円
長時間開設加算額(平日)	円
長時間開設加算額(長期休暇分)	円
障害児受入加算額	円
確定額	円

2. 交付済み額： 円

3. 今回支払額： 円